



令和6年3月31日(日)より

公共

下水道供用開始

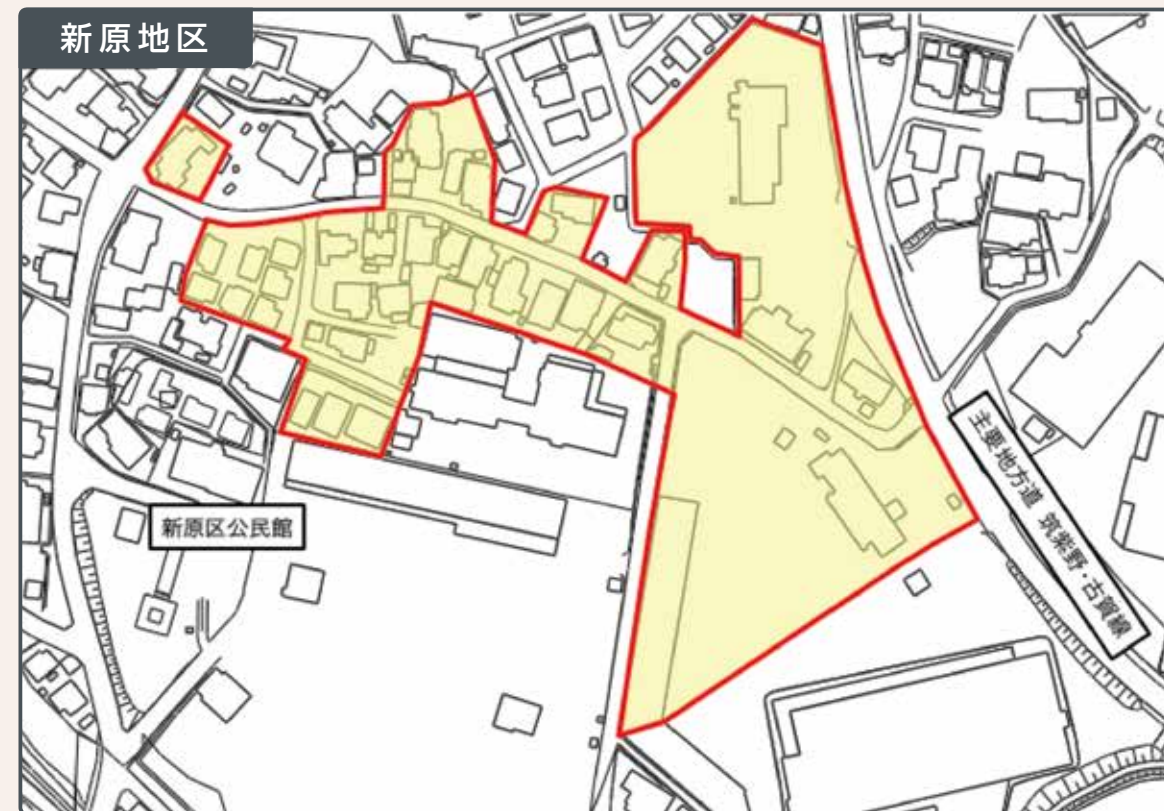


佐谷地区・新原地区

の各区内一部地域



供用開始区域



供用開始にあたって

供用開始地区の皆さんへ

4月10日ごろに土地所有者に対して「下水道事業受益者申告書(水色のA4サイズ用紙)」を送付します。記載内容を確認後、記名押印の上、4月30日(火)までに上下水道課へ提出してください。

※売買や相続、分筆や合筆などにより、記載内容に変更がある場合はお知らせください。



供用開始後の3つのご負担

下水道事業の推進や実施にあたっては、町民の皆さんに受益者負担金やトイレの改造費など、多大な経済的負担をおかけすることになります。

町では、供用開始から3年以内に工事をした人を対象に、水洗化工事資金の融資あっせんや利子の助成または奨励金など皆さんの経済的負担を少しでも軽減するための措置を準備しています。

下水道の供用開始地区の皆さんに、ご負担いただく費用は次のとおりです。

▶**受益者負担金** 土地の面積〇〇㎡×500円

供用開始された土地の面積に応じて、1回限り負担していただくものです。全額納付されれば、その後、その土地について負担金を徴収することはありません。

▶**排水設備工事費** 水洗トイレの改造や公共桧への接続工事に係る敷地内工事です。土地の広さや便器の種類などによって異なります。

▶**下水道使用料** 毎月の汚水の排出量に応じて料金を納めていただきます。

下水道豆知識

私たちの生活と下水道の役割

水は炊事・洗濯・風呂・トイレなど、私たちが生活していく上で、一日たりとも欠かせないものです。

私たちは、毎日さまざまな用途に水を使っていますが、この使った水の後始末をするのが下水道です。

下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然界に戻す役割があり、町の生活環境の改善や自然環境の保全を図ります。

多々良川流域6町(須恵町・粕屋町・志免町・宇美町・篠栗町・久山町)では、汚水を全て多々良川浄化センター(粕屋町)で処理して、多々良川に放流しています。

下水道は、町民の皆さんに利用していただいて、初めて自然環境保全などの効果が発揮できます。

住みよい町づくりのために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

下水道は正しく使いましょう

公共下水道ができたからといって、どんなものでも流していいということではありません。

なんでも流してしまうと、排水設備や下水道管の詰まり、処理場の故障の原因などになります。

- 台所に油やごみは流さない。
 - 水洗トイレではトイレットペーパー以外のものを流さない。
 - ペットの排泄物などを流さない。
- 大切な公共施設です。マナーを守り、正しく使いましょう。

▶負担金・料金に関するお問い合わせ先

上下水道課 管理係 ☎ 932-1151(内線232)

▶工事に関するお問い合わせ先

上下水道課 下水道係 ☎ 932-1151(内線266)